

平成 27 年 12 月 24 日

各 位

会 社 名 日本管理センター株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 武藤 英明
(コード番号：3276 東証第一部)
問合せ先 取締役 上席執行役員 宮本 皇人
(電話 03-6268-5225)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第 165 条第 3 項の規定により読替えて適用される同法同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様への利益配分を重要な経営課題の一つとして位置づけ、将来の事業展開と経営体質の強化のため必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。今後の配当政策につきましては、長期的な投資対象としての魅力を維持するため、配当性向 40%以上と定め配当を実施する方針であります。当該方針に基づき、平成 27 年 12 月期は、上場来 4 期連続の増配となる 1 株当たり 24 円の配当を予定しており、今後も継続的に株主の皆様への利益還元を図る所存です。なお、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることによる当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、平成 22 年 12 月期以降 4 回に渡り、1 株を 2 株に分割する株式分割を行ってまいりました。また、将来における経済情勢の変化に応じ、機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己株式を取得することができる旨を当社定款に定めております。

このような状況の下、平成 27 年 8 月上旬、当社の主要株主である筆頭株主の株式会社ムトウエンタープライズ(以下「ムトウエンタープライズ」といいます。)より、その保有する当社普通株式 4,760,000 株(本日現在の発行済株式総数 18,867,200 株に対する割合 25.23%(小数点以下第三位を四捨五入。発行済株式総数に対する割合の計算において、以下同じとします。))の一部について売却する意向がある旨の連絡を受けました。なお、ムトウエンタープライズは、当社の代表取締役社長執行役員である武藤英明の資産管理会社であるとともに、同氏が取締役を兼務しており、かつ武藤英明及びその近親者が議決権の 100%を保有しております。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益(EPS)の向上や自己資本当期純利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する一層の利益還元につながるかと判断いたしました。さらに、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できるものと判断いたしました。本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金より充当する予定ですが、当社が平成

27年11月9日に提出した第14期第3四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在における連結ベースの手元流動性(現金及び預金)は40億円以上であり、本公開買付けの買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安定性は今後も維持できるものと考えております。

自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けに係る買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

そこで、当社は、上記検討内容を踏まえ、平成27年12月上旬、ムトウエンタープライズに対して、直近の当社経営状況が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である平成27年12月24日の前営業日(同年12月22日)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部における当社普通株式の終値から5%から15%程度のディスカウントを行った価格での本公開買付けを実施した場合の応募について提案しました(具体的な条件については、後記「3. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」をご参照ください。)

その結果、平成27年12月中旬に、ムトウエンタープライズより上記条件にてその保有する当社普通株式の一部である760,000株(発行済株式総数に対する割合4.03%)について、本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

そのうえで、具体的な条件として、平成27年12月22日に、当社は、同日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値1,416円から7.06%のディスカウント率を適用した1,316円(円未満四捨五入)とする旨をムトウエンタープライズに提案し、ムトウエンタープライズより、上記条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、その保有する当社普通株式の一部である760,000株(発行済株式総数に対する割合4.03%)を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、平成27年12月24日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また本公開買付価格は本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である平成27年12月24日の前営業日(同年12月22日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値1,416円に対して7.06%のディスカウント率を適用した1,316円(円未満四捨五入)とすることを決議いたしました。

加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性及び安定性を考慮した上で、ムトウエンタープライズ以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から900,000株(発行済株式総数に対する割合4.77%)を上限とすることといたしました。

なお、当社の代表取締役社長執行役員である武藤英明は、ムトウエンタープライズの取締役を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有することから、取引の公正を期する観点から、本公開買付けに関する事前の協議、交渉には、ムトウエンタープライズの立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、かつ、本公開買付けに関する当社の取締役会の審議及び決議には参加していません。

また、ムトウエンタープライズより本公開買付けに応募しない当社普通株式4,000,000株(発行済株式総数に対する割合21.20%)については、本公開買付け終了後も引き続き保有する意向である旨の回答を平成27年12月中旬に得ております。なお、本公開買付けにおいて、応募株券等の総数が買付予定数を上回った場合にはあん分比例となり、当社はムトウエンタープライズが応募する旨の意向を表明している当社普通株式760,000株のうちの一部を取得することとなりますが、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった当社普通株式についても、本公開買付け後も引き続き保有する意向である旨の回答を平成27年12月中旬に得ております。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容(平成 27 年 12 月 24 日開示)

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	900,100 株(上限)	1,184,531,600 円(上限)

(注1) 発行済株式総数 18,867,200 株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 4.77%(小数点以下第三位を四捨五入)

(注3) 取得する期間 平成 27 年 12 月 25 日(金曜日)から平成 28 年 2 月 29 日(月曜日)まで

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成 27 年 12 月 24 日(木曜日)
② 公開買付開始公告日	平成 27 年 12 月 25 日(金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	平成 27 年 12 月 25 日(金曜日)
④ 買付け等の期間	平成 27 年 12 月 25 日(金曜日)から 平成 28 年 1 月 28 日(木曜日)まで(20 営業日)

- (2) 買付け等の価格 普通株式1株につき、金 1,316 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付け価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社が行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を重視すべきであると考えました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、当社の直近の経営状況を反映している点を考慮することが望ましいこと等を勘案し、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成 27 年 12 月 24 日の前営業日(同年 12 月 22 日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 1,416 円、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,430 円(円未満四捨五入)、及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,292 円(円未満四捨五入)を参考にいたしました。

その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

当社は、上記検討内容を踏まえ、平成 27 年 12 月上旬、ムトウエンタープライズに対して、直近の当社経営状況が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である平成 27 年 12 月 24 日の前営業日(同年 12 月 22 日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値から5%から 15%程度のディスカウントを行った価格での本公開買付けを実施した場合の応募について提案しました。その結果、ムトウエンタープライズより上記条件にてその保有する当社普通株式の一部である 760,000 株(発行済株式総数に対する割合 4.03%)について、本公開買付けに応募する旨の回答を平成 27 年 12 月中旬に得られました。

そのうえで、具体的な条件として、平成 27 年 12 月 22 日に、当社は、同日の東京証券取引所市場第一部に

における当社普通株式の終値 1,416 円から 7.06%のディスカウント率を適用した 1,316 円(円未満四捨五入)とする旨をムトウエンタープライズに提案し、ムトウエンタープライズより、上記条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、その保有する当社普通株式の一部である 760,000 株(発行済株式総数に対する割合 4.03%)を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、平成 27 年 12 月 24 日開催の取締役会において、本公開買付価格を、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である平成 27 年 12 月 24 日の前営業日(同年 12 月 22 日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 1,416 円から 7.06%のディスカウント率を適用した 1,316 円(円未満四捨五入)とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である 1,316 円は、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成 27 年 12 月 24 日の前営業日(同年 12 月 22 日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 1,416 円から 7.06%(小数点以下第三位を四捨五入)、同年 12 月 22 日までの過去 1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,430 円(円未満四捨五入)から 7.97%(小数点以下第三位を四捨五入)、それぞれディスカウントした金額になりますが、同日までの過去 3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,292 円(円未満四捨五入)に 1.86%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを加えた金額になります。

② 算定の経緯

当社は、株主の皆様への利益配分を重要な経営課題の一つとして位置づけ、将来の事業展開と経営体質の強化のため必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

このような状況の下、平成 27 年 8 月上旬、当社の主要株主である筆頭株主のムトウエンタープライズより、その保有する当社普通株式の一部について売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。ムトウエンタープライズの意向を踏まえ当社において検討した結果、当社が当該株式を自己株式として取得することが、当社の 1 株当たり当期純利益(EPS)の向上や自己資本当期純利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する一層の利益還元につながるかと判断いたしました。さらに、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できるものと判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様への利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、上記検討内容を踏まえ、平成 27 年 12 月上旬、ムトウエンタープライズに対して、直近の当社経営状況が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である平成 27 年 12 月 24 日の前営業日(同年 12 月 22 日)の東京証券取引所市場第一部の当社普通株式の終値の単純平均値から 5%から 15%程度のディスカウントを行った価格での本公開買付けを実施した場合の応募について提案しました。その結果、ムトウエンタープライズより上記条件にてその保有する当社普通株式の一部である 760,000 株(発行済株式総数に対する割合 4.03%)について、本公開買付けに応募する旨の回答を平成 27 年 12 月中旬に得られました。

そのうえで、具体的な条件として、平成 27 年 12 月 22 日に、当社は、同日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 1,416 円から 7.06%のディスカウント率を適用した 1,316 円(円未満四捨五入)とする旨をムトウエンタープライズに提案し、ムトウエンタープライズより、上記条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、その保有する当社普通株式の一部である 760,000 株(発行済株式総数に対する割合 4.03%)を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、平成 27 年 12 月 24 日開催の取締役会において、本公開買付価格を、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である平成 27 年 12 月 24 日の前営業日(同年 12 月 22 日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 1,416 円から 7.06%のディスカウント率を適用した 1,316 円(円未満四捨五入)とすることを決定いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	900,000(株)	—(株)	900,000(株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数(900,000 株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(900,000 株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」いいます。)第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。)第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 3) 発行済株式総数に対する割合 4.77% (小数点以下第三位を四捨五入)

(5) 買付け等に要する資金 1,202,100,000 円

(注) 買付代金(1,184,400,000 円)、買付手数料、その他公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日 平成 28 年 2 月 24 日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(※) 税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断頂きますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額(以下「みなし配当の金額」といいます。)は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は株式の譲渡所得

等に係る収入金額とみなされます。なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の 20.315% (所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。):15.315%、住民税:5%)に相当する金額が源泉徴収されます(非居住者については、住民税は徴収されません。)。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第 12 項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります(国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。)。なお、租税特別措置法第 37 条の 14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に 15.315%(所得税及び復興特別所得税)を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る本公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

- ② 当社は、平成 27 年 12 月中旬に、ムトウエンタープライズより、保有する当社普通株式の一部である 760,000 株(発行済株式総数に対する割合 4.03%)を本公開買付けへ応募する旨、また、本公開買付けに応募しない当社普通株式 4,000,000 株(発行済株式総数に対する割合 21.20%)については、本公開買付け終了後も引き続き保有する旨の回答をそれぞれ得ております。なお、本公開買付けにおいて、応募株券等の総数が買付予定数を上回った場合にはあん分比例となり、当社はムトウエンタープライズが応募する旨の意向を表明している当社普通株式 760,000 株のうちの一部を取得することとなりますが、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった当社普通株式についても、本公開買付け後も引き続き保有する意向である旨の回答を得ております。

(ご参考)平成 27 年 12 月 24 日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	18,867,016 株
自己株式数	184 株

以 上